

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	守谷市

守谷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 生活経済部経済課
所在地 茨城県守谷市大柏 950-1
電話番号 0297-45-1111
FAX番号 0297-45-5703
メールアドレス keizai@city.moriya.ibaraki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、アライグマ、タヌキ、ハクビシン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	守谷市（市内全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	被害面積 58 a 被害金額 679千円
カラス アライグマ タヌキ ハクビシン	—	被害面積 0 a 被害金額 0千円

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

利根川周辺の農地を中心に、イノシシによる農作物の食害が春から秋にかけて発生しているため、水稻の減収や農家の所得低下、生産意欲の低下が懸念されている。

【カラス】

WCSロールへのいたずらによる品質低下や哺乳牛の負傷、家畜への伝染病の媒介が懸念される。

【アライグマ】

利根川周辺の農地を中心に、野菜類の食害が発生している。

【タヌキ及びハクビシン】

飼料へのいたずらによる品質低下や家畜への疥癬症の媒介が懸念される。また、局所的に野菜類の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害面積 （a）	58 a	47 a
被害金額 （千円）	679千円	553千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	実施隊の協力を得て、通年でイノシシの捕獲を実施。	イノシシの狩猟(銃器)をしていた者が多く、箱わな等による捕獲経験が少ないため捕獲者の技術の向上が必要。
	実施隊の協力を得て、狩猟期に牛舎周辺のカラスの追い払いを実施。	追い払いに慣れると効果が低くなる。実施隊と協議し、効果的な捕獲方法を検討する。
	アライグマ、ハクビシン、タヌキは、実施隊の協力を得て捕獲を実施。	箱わな設置個数が少ないため、実施隊と連携し、箱わな個数を増やし設置箇所を増やすことが必要。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシに対する防護柵を対象に補助金を交付。	河川付近の田畑に被害があるため、河川に沿うように広範囲での防護柵の設置が必要である。
生息環境管理その他の取組	農家との他事業での現場確認の際に、放任果樹に対して指導を実施。	農業委員会等、農家が集まる際に放任果樹の注意喚起等を図る。

(5) 今後の取組方針

- ① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。
- ② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。
- ③ 狩猟免許取得の推進と捕獲技術の向上を図る。
- ④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。
- ⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。
- ⑥ 増加傾向にあるイノシシの被害は、補助事業等を活用して防護柵を設置して防護対策の推進を図る。
- ⑦ ICT機器の導入による捕獲の効率化について検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銃器及びわなによる捕獲を実施しており、市内の猟友会を中心とした鳥獣被害対策実施隊を編成して捕獲体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、カラス、アライグマ、タヌキ、ハクビシン	農業委員会や農協と連携して鳥獣を捕獲する担い手の掘り起こしを行うとともに、その情報を実施隊と共有することによって、担い手の確保を推進する。
令和7年度	イノシシ、カラス、アライグマ、タヌキ、ハクビシン	農業委員会や農協と連携して鳥獣を捕獲する担い手の掘り起こしを行うとともに、その情報を実施隊と共有することによって、担い手の確保を推進する。
令和8年度	イノシシ、カラス、アライグマ、タヌキ、ハクビシン	農業委員会や農協と連携して鳥獣を捕獲する担い手の掘り起こしを行うとともに、その情報を実施隊と共有することによって、担い手の確保を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①対象鳥獣の捕獲は、その年度ごとに農作物の被害状況、捕獲実績をもとに、適正に実施する。</p> <p>② イノシシは、前計画の捕獲計画頭数と過去の捕獲実績を参考に捕獲計画頭数を設定 <<過去の有害捕獲実績>> 令和2年度 12頭 令和3年度 48頭 令和4年度 115頭 ※市での最終的な捕獲実績に基づく</p> <p>③ カラスについては、被害状況に応じて追い払いを実施する。追い払いの効果が低い場合には、捕獲を検討する。</p> <p>④ アライグマは、「茨城県アライグマ防除実施方針」に留意し、農作物被害の他、生活環境への被害も勘案して捕獲を実施する。 <<過去の有害捕獲実績>> 令和2年度 3頭 令和3年度 29頭 令和4年度 147頭</p> <p>⑤ タヌキ及びハクビシンは、農作物被害のほか、生活環境への被害も勘案して、捕獲を実施する。 <<過去の有害捕獲実績>> ・タヌキ</p>

令和2年度	0頭		
令和3年度	0頭		
令和4年度	120頭		
・ハクビシン			
令和2年度	0頭		
令和3年度	8頭		
令和4年度	26頭		
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	170頭	170頭	170頭
アライグマ	180頭	180頭	180頭
タヌキ	130頭	130頭	130頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣の捕獲は、以下のとおり実施する。</p> <p>【イノシシ】</p> <p>① 捕獲方法 わなによる捕獲 ② 捕獲時期 通年 ③ 捕獲場所 守谷市全域</p> <p>【カラス】</p> <p>① 捕獲方法 猟銃による追い払い（状況により猟銃による捕獲） ② 捕獲時期 通年 ③ 捕獲場所 守谷市大木、野木崎</p> <p>【アライグマ】</p> <p>① 捕獲方法 わなによる捕獲 ② 捕獲時期 通年 ③ 捕獲場所 守谷市全域</p> <p>【タヌキ及びハクビシン】</p> <p>① 捕獲方法 わなによる捕獲 ② 捕獲時期 通年</p>

③ 捕獲場所 守谷市全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	【許可権限移譲済み】 イノシシ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、アライグマ、タヌキ、ハクビシンを含む鳥獣21種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン	対象地区の農家等の被害状況を勘案し、継続して整備を実施する。	対象地区の農家等の被害状況を勘案し、継続して整備を実施する。	対象地区の農家等の被害状況を勘案し、継続して整備を実施する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、アライグマ、タヌキ、ハクビシン	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。	侵入防止柵の機能を効果的にするため適切な維持管理、設置指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カラス アライグマ タヌキ ハクビシン	被害の発生する地域に被害防止方法のチラシの配布や市全体には広報誌で周知するとともに、農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。 農業委員会等、農家が集まる際に放任果樹の注意喚起や稲刈り後の二番穂の処理、耕作放棄地の適正管理を行うよう推進する。
令和7年度	イノシシ カラス	被害の発生する地域に被害防止方法のチラシの配布や市全体には広報誌で周知するとともに、

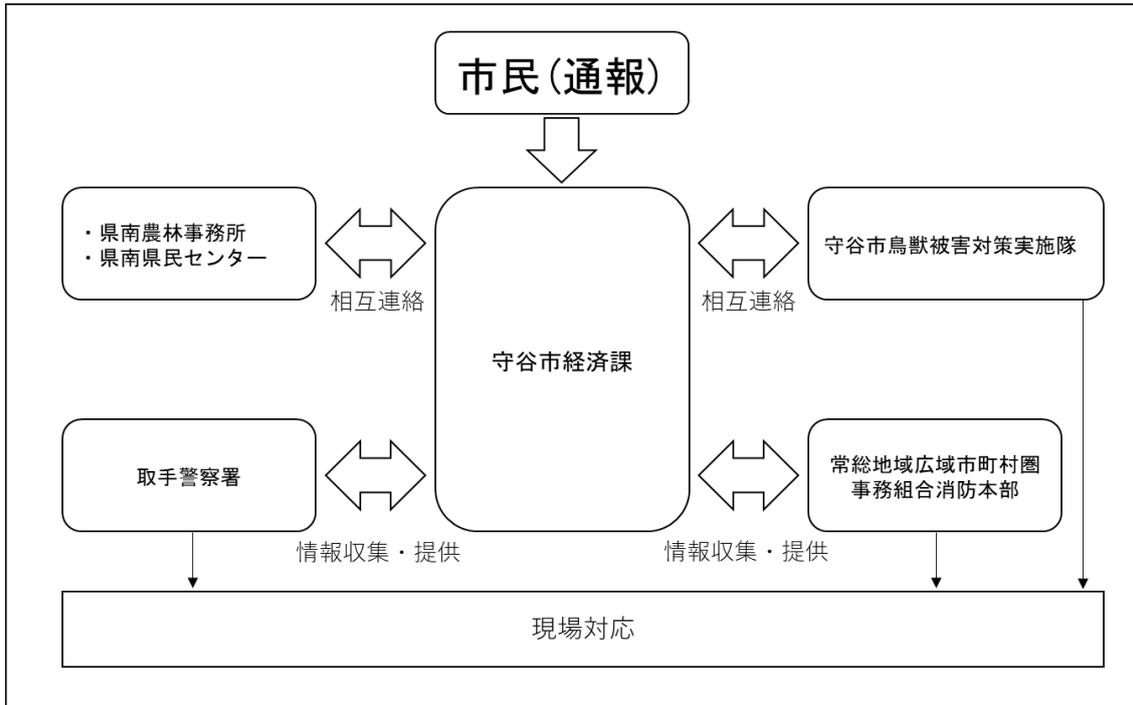
	アライグマ タヌキ ハクビシン	農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。 農業委員会等、農家が集まる際に放任果樹の注意喚起や、稲刈り後の二番穂の処理、耕作放棄地の適正管理を行うよう推進する。
令和8年度	イノシシ カラス アライグマ タヌキ ハクビシン	被害の発生する地域に被害防止方法のチラシの配布や市全体には広報誌で周知するとともに、農業者間の連携等を図りながら、有害鳥獣捕獲の理解の推進を図る。 農業委員会等、農家が集まる際に放任果樹の注意喚起や、稲刈り後の二番穂の処理、耕作放棄地の適正管理を行うよう推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
守谷市	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起。
茨城県県南農林事務所	市と連携した対応及び本庁への連絡報告。防除技術指導。
茨城県県南県民センター	市と連携した対応及び本庁への連絡報告。捕獲実施体制の助言。
守谷市鳥獣被害対策実施隊	市と連携した対応及び有害鳥獣の捕獲や追い払い、捕獲指導・助言等。
取手警察署	市民の生命・身体・財産の安全確保を図る。
常総地域広域市町村圏事務組合 消防本部	市民の生命・身体・財産の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、関係法令に従い、動物関係一般廃棄物処理業者に業務委託し、焼却にて中間処理を行ったのち、埋立により最終処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けており、活用に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。
ペットフード	原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けており、活用に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。
皮革	地域住民に皮革の需要を事前に聞き、捕獲があった際に必要の有無を確認できる体制整備を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	地域住民に骨等の需要を事前に聞き、捕獲があった際に必要の有無を確認できる体制整備を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けてお

り、加工施設の取組に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限の指示を受けており、処理加工に当たっては、今後の状況を踏まえて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	守谷市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
守谷市	事務局担当、連絡調整、広報活動
茨城県猟友会取手支部守谷分会	有害鳥獣の捕獲、農業被害の情報収集
茨城県鳥獣保護管理員	情報提供、野生動物の生息状況の把握
大八洲開拓農業協同組合	農業被害の情報収集
茨城みなみ農業協同組合	農業被害の情報収集、広報活動
守谷市農業委員会	農業被害の情報収集、広報活動
茨城県県南農林事務所	被害調査の連携
茨城県県南県民センター	捕獲許可

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
取手警察署	有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知 市と連携し、緊急事態等発生時の住民保護
常総地域広域市町村圏事務組合消防本部	市と連携し、緊急事態等発生時の住民保護

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、対象鳥獣の捕獲をするため、わなの設置・管理をするとともに、捕獲個体の処分を実施する。また、処分の際には、捕獲個体の有効活用を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

東京に通勤するための宅地化が進んでいるため、農業者だけではなく、地域住民にも現在の被害状況とその対策への理解が必要であり、鳥獣管理に関する広報等の啓発を実施し、地域一体での取組となるよう進める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町との意見交換を実施し、市町村を越えた連携体制の強化を図っていく。